

浦 監 第 435 号
令和 6 年 1 月 26 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

令和 5 年度定期監査（教育総務部・小中学校）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項及び浦安市監査基準に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和5年度定期監査（教育総務部・小中学校）の結果報告書

1 監査の対象

令和5年4月1日から令和5年7月31日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の実施期間

令和5年8月18日から令和5年12月26日

3 監査の着眼点

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

4 監査の実施内容

予算及び事務の執行状況について、関係書類の審査、質問審査を行うとともに、令和5年9月29日に次の学校の現地調査を実施した。

小学校（6校：浦安小学校・見明川小学校・入船小学校・明海南小学校・高洲北小学校・東野小学校）

中学校（3校：浦安中学校・富岡中学校・明海中学校）

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。また、事務処理上の軽易な誤り等（注意事項）があったことから、改善を求める。

ア 書類審査

提出された書類のうち、補助金交付関係書類一式に不備が見受けられた。今後は、適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。

(1) 浦安市学校部活動奨励補助金【保健体育安全課】

[個別]

① 校長の職印が押印されている概算払交付請求書写しに日付、文中の日付及び文書番号が記載されていないものがあった。

（改善事項：浦安小学校、浦安中学校、美浜中学校）

② 戻入処理のため支出票の金額欄が訂正されたものがあった。

（改善事項：堀江中学校、見明川中学校、明海中学校）

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるものと認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。